

環水大水発第 2103262 号
令和 3 年 3 月 26 日

都道府県・水質汚濁防止法政令市
水質保全担当部局長 殿

環境省水・大気環境局水環境課長
(公印省略)

ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS) について

環境省では、水環境を経由した多種多様な化学物質からの人の健康や生態系に有害な影響を与えるおそれを低減するため、あらかじめ系統的、効率的に対策を進める必要があるとの認識のもと、調査を進める際に優先的に知見の集積を図るべき物質として要調査項目を選定しています。

要調査項目は、平成 10 年度に「要調査項目リスト」として 300 項目が選定され、平成 25 年度には当該リストの見直しにより 208 項目が選定されました。その後、ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA) が令和 2 年 5 月に要監視項目に位置付けられたことから、現在、当該リストにおいては 206 項目が選定されています。

令和 3 年 2 月 26 日に開催した中央環境審議会水環境・土壌農薬部会環境基準健康項目専門委員会 (第 19 回) における審議を踏まえ、今般、別添のとおりペルフルオロヘキサンスルホン酸 (以下「PFHxS」という。) を要調査項目に位置付けることとしましたので、お知らせいたします。

PFHxS を含む要調査項目については、今後、環境省において、毒性情報等の収集、水環境中の存在状況実態調査等を通じて、新たな知見の集積に努めるとともに、毒性情報等や水環境中の存在に係る新たな知見等を踏まえて、柔軟に見直していく予定です。引き続き、水環境中の存在状況実態調査等への御協力の程、よろしく願いいたします。